

令和7年

4月号

濱田会計事務所通信

令和7年4月1日発行 Vol.92

令和7年度の税制改正では、どれだけの減税を行うかが議論され、その際に「借金を将来世代に残すべきではない」という意見もありました。しかし、これは大きな間違いです。

ただ単に借金だけが増えて、何も残らなければ問題ですが、重要なのは借金をすることで、何が結果として残るのかということです。設備投資や人材投資などのように将来に何かを残すための支払は、借金をしてでも行うことが自然です。

お金は信用力さえあれば借りて用意できますが、設備投資は時間をかけて行うものですし、人材も求めれば直ぐに手に入るものではありません。借りれば何とでもなるお金を流して投資を怠れば、将来の世代に物を作る能力という資産を残すことが出来ず、これこそが将来世代へのツケとなるのです。

未来への
投資

生産性

必要な
借入



証券投資に対する税金

株式や投資信託へ投資しようとする場合、原則として証券会社などで証券取引口座を開設する必要があります。

証券口座には一般口座、特定口座、NISA口座があります。

NISA口座内の取引で生じた利益は非課税となり、一般口座と特定口座内の取引で生じた利益には原則として所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%が課税されます。

(NISA口座について詳しくは事務所通信 No.77 をご参照下さい。)

NISA口座は、一人につき一口座しか作れず投資額にも上限があるため、それ以上に投資を行いたい場合は別の証券口座を開設する必要があります。

一般口座や特定口座は、複数持つことが出来ますので複数の証券会社で口座を開設する事も出来ます。一般口座で株式の取引をすると、利益の計算を自分で行わなければなりません。

特定口座での取引は、利益の計算を自動でしてくれますので特別な事情がない限りは、一般口座で取引をする事はお勧めしません。また、特定口座は源泉徴収の『有』・『無』が選択出来ます。

源泉徴収『有』の場合、利益に対する 20.315%の税金は自動的に利益から控除されるため、確定申告をする必要はありませんが、源泉徴収『無』の場合は原則として確定申告を行う必要があります。

NISA口座以外の証券口座を開設する場合、どの口座を開設すれば良いか分かりづらい場合は、基本的には証券口座内で税金の計算が完了し、確定申告が不要となる『特定口座・源泉徴収有』がお勧めです。但し、以下①②の場合は確定申告を行った方が税金が還付されるなどのメリットもありますので必要に応じて確定申告を行って下さい。

① 年間の株式譲渡で損失が生じている場合

年間の株式譲渡で損失が生じた場合は、確定申告を行う事により他の証券口座で生じた利益や上場株式の配当金と相殺出来たり、そういったものがない場合はその損失を3年間繰り越す事が出来ます。

繰り越した損失は次年度以降の3年間に生じた株式譲渡の利益や上場株式の配当と相殺する事が出来ます。なお、繰越損失をその後の利益と相殺するためには相殺するまでの期間、連続して確定申告書を提出する必要があります。



② 他に所得がない場合や少ない場合

個人には所得控除といって、所得がある場合一定額の控除を受けることができます。その一つである基礎控除とは、原則として誰にでもある控除です。

例えば給料が一定額ある場合は、給与所得からその基礎控除を引いて税金の計算がされますが、他に何も所得がない場合は控除が余っている状態となります。そのため、株式の譲渡の所得がありその所得から所得税等が源泉徴収されている場合は、確定申告で所得控除を受ける事により、源泉徴収された所得税等の還付を受ける事が出来ます。

上場株式の配当金を受け取った場合の税金

NISA 口座以外で株式の譲渡により利益が生じた場合、その利益には 20.315%の税金が課税されますが、この税率は一律で、どれほど所得が出ても同一の税率が課税されます。

給料や事業で利益が出た場合の所得は合算され、合算した後の所得に税率をかけて課税されます。このように他の所得と合算して税金の計算をする課税方法を『総合課税』といい、株式の譲渡の様に他の所得とは別に税金の計算をする課税方法を『分離課税』といいます。

総合課税の場合は、金額の大小により所得税は 5%から 45%まで上昇します（住民税は一律 10%）。この様に所得の金額が増えれば増えるほど税率が増えていく課税方法を、『累進課税』といいます。

上場株式の配当金に対する課税方法は、原則は総合課税による累進課税方式で課税されるので、収入が増えれば増えるほど税率が上昇しますが、配当金を受け取る際に株式の分離課税と同様 20.315%の税金が源泉徴収されており、原則として確定申告をしない事を選択する事も出来ます。

また、確定申告をする場合でも株式の譲渡と同じように一律 20.315%の分離課税による課税方式を選択する事も出来ます。分離課税を選択した場合で、株式の譲渡による損失や繰越損失が生じている場合は、これらの損失と配当金の利益を相殺させることも出来ます。

このように上場株式の配当金の課税方法には、「20.315%の源泉徴収をされたまま申告しない」「分離課税として申告する」「総合課税として申告する」などの複数の選択肢があります。

日本国内の会社から受け取る配当金を総合課税により申告する場合は、配当控除という控除を受ける事も出来るので、どの選択肢で課税の計算を行うかは注意が必要です。



* お客様紹介 *

一平塗装店 様

お客様に『彩ある住まい』を提供することを心掛け、材料メーカーとのタッグにより正しい塗料選びはもちろん、ご家庭や住む町を『彩』によって美しくする事をモットーに、塗装業をさせていただいております。業界内で当たり前に行われている事を、今一度見直しながら施工をし、個人施工店ならではの細かいサービスを実感、安心して暮らして頂けるように一生懸命頑張っております。

所長とは独立前からお付き合いを下さっています。

今後とも何卒よろしくお願いたします。



【事業】 塗装業

【住所】 兵庫県神戸市長田区駒ヶ林町

2丁目9番3-1



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp



無料
メールマガジン
登録はこちら

